

MiiMo DE PhotoGallery 作品募集要項

1. 目的

三宅町の風景等を写真に収めることで、撮影者自身が三宅町の魅力の再発見をし、また、MiiMoにPhotoGallery（写真展）を設け、撮影した写真を展示することで、町内外のMiiMo利用者等に三宅町の風景を発信する。

2. 募集

テーマ：三宅町

応募形式：単写真、または組み写真（2-5点のシリーズ写真）

撮影機材不問、年齢不問

3. 応募方法

窓口コンシェルジュ（三宅町交流まちづくりセンターMiiMo 1階）に提出

4. 応募受付期間

2022年9月1日（木）～**2023年2月28日（水）（午後9時まで・必着）**

5. 応募資格

プロ・アマチュア、年齢、性別、国籍を問わず、どなたでも応募できます。

※未成年の方は保護者の同意を得た上で応募してください。未成年の方が応募された場合は、保護者の同意を得た上で応募されたものとみなします。

6. 作品応募について

(1) 応募規定

- ・ 応募いただく作品は、すべての視覚媒体(広告、ストックフォト、SNSなどを含む)において未発表、未公開で、応募者が全ての著作権を有しているオリジナル作品に限ります。
- ・ 過去に他のコンテストにおいて入賞した作品および他のコンテストに応募中の作品は、それらの類似作品を含め応募できません。なお、本コンテストへの応募後に他のコンテストに応募された作品についても、他のコンテストに応募中の作品とみなします。
- ・ 応募いただける作品数は、1人につき組み写真を構成する写真数も含め10点を上限とし、この範囲であれば、複数の作品を応募することができます。
- ・ 応募作品のうち同一または類似の作品（以下「同一類似作品」*1といいます）もしくは、同一類似作品を含む作品を別作品として応募することはできません。

注：*1同一類似作品とは、下記に相当する作品のことを指します。

- ① 同一画像データから制作したもの
 - ② 同一画像データからトリミングを変えたり、処理・加工方法を変えて制作したもの
 - ③ 同一画像データでなくても、類似した画像データから上記①②を行ったもの（例：連続して撮影した前後のコマや、撮影した日時が違って結果的には作画の意図が同一なものなども類似作品とみなす場合があります）
- ・ 応募作品に使用される著作物、肖像については、応募者本人が著作権を有するもの、または権利者から事前に使用承諾を得たものとして扱います。

- ・ 被写体に人物が含まれている場合は、応募者本人の責任において事前に被写体の承諾を得るなど、肖像権等の侵害の問題が生じないことを応募の条件とします。
- ・ 応募作品に関して法律上の問題が生じた場合、応募者の責任および負担において、その一切を解決するものとします。
- ・ 応募作品に以下①～⑤の内容が含まれる場合、主催者判断で失格となる場合があります。

① 法律を侵害する、中傷的な、名誉を毀損する内容

② 犯罪と考えられたり、民事責任の原因となったり、その他の方法でいかなる法律に違反するような行動となる、あるいは、そのような行動を助長する内容

③ あらゆる製品やサービスを販売促進するようないかなる営利的内容

④ 作品制作にあたり、いかなる動物に危害を加えたり、操ったりしている内容

⑤ 以下に挙げるものをはじめとする、あらゆる第三者（個人・法人を問わない）の著作権、登録商標、契約上の権利またはその他いかなる知的所有権を侵害する、また、いかなる者のプライバシーや知名度に関する権利への違反

-第三者が所有する登録商標（例：街のビルボード、看板などの映り込み）

-第三者が所有する著作権で保護された素材

-有名人や著名人を特定する名称、肖像、またはその他の特徴

-映画のクレジットが含まれているもの

(2)作品規定

・ スマートフォン、デジタルカメラなど、静止画を撮影できるすべての機器で撮影したものであること。

・ カメラアプリ、編集アプリ、ソフトウェア等を利用し処理・加工した作品の応募も可能です。

・ カラー、モノクロを問いません。

・ 印刷後の写真を提出すること（画像データでの提出は一切認めません。）。

注:作品の提出者には、広報誌への掲載等のため、画像データの提出をお願いすることがあります。

注:記載内容の確認等、MiiMo運営委員会事務局が必要と判断した場合には、お電話等により連絡をとらせていただくことがあります。

7. 注意事項

・ 窓口コンシェルジュへの提出以外の方法での受付は行いません。

・ 応募に伴い発生した費用はすべて応募者が負担するものとします。

・ 応募の時点で、応募者は本応募要項に記載の諸条件に同意したものとみなします。

・ 本応募要項に明記されていない事項については、主催者が最終的な決定権を持つものとします。主催者の決定に同意できないときは、応募者は応募を撤回することができます。

・ 広報誌掲載等の作品利用に際し、印刷等の都合上、入賞者の意図する色調や表現が厳密に再現できない場合があることを予めご了承ください。

8. 責任事項

- ・ 作品の取り扱いについては最善の注意を払いますが、提出前の事故、損傷および紛失等につきましては、主催者は一切の責任を負いません。
- ・ 応募に関連して応募者が何らかの損害を被った場合においても、主催者は一切その責任を負いません。
- ・ 応募作品で使用する被写体および著作物等については、被写体および原作者等の権利者から応募者が事前に使用許諾・承認を得た上で応募してください。
- ・ 応募作品に関し第三者からの権利侵害や損害賠償などの苦情、異議申し立てがあった場合といえども、主催者は一切の責任を負わず、応募者がすべて対処するものとします。
- ・ 主催者ならびに主催者と協力して本募集を運営する第三者および審査員の応募者に対する責任につきましても、上記に準じて取り扱われるものとします。

9. 応募者の権利

- ・ 応募作品に関する著作権およびそれと同等の権利は、応募者に帰属するものとします。ただし、主催者は、応募作品に関して、以下の「主催者の権利」に定める権利を持つものとします。

10. 主催者の権利

- ・ 主催者は募集期間中の作品を、本募集の広報活動のために、公式SNSアカウント等において、公開する権利を有するものとします。
- ・ 主催者は、本募集の広報活動を目的として、三宅町（以下、主催者を含め「主催者等」と総称します）の管理または主催するウェブサイト、公式SNSアカウント、その施設等において、提出作品を、撮影者の許諾を要することなく無償で公表、複製、発表、公衆送信、展示、印刷、頒布、翻案および上映させることを許諾する非独占的な権利を永久に有するものとします。
- ・ 主催者等は、撮影者の氏名と作品名を、本募集に関連するウェブサイト、公式SNSアカウント等で発表することがあります。
- ・ 応募者は、主催者等による作品の利用に関して、著作者人格権に基づく権利行使をしないものとします。
- ・ 主催者は、応募者の同意が得られた場合には、前項に記載する以外の目的のために、応募作品を、無償で、応募作品であることを明記した上で、公表、複製、発表、公衆送信、展示、印刷、頒布、翻案および上映させることを許諾する非独占的な権利を永久に有するものとします。
- ・ 応募が応募要項に違反すると主催者が判断した場合、その応募は無効となります。なお、応募無効についての通知はいたしません。

11. 問合せ先

MiiMo運営委員会事務局（三宅町交流まちづくりセンターMiiMo内）

住所：奈良県磯城郡三宅町大字伴堂689

TEL：0745-44-3082

Mail: miimo@town.miyake.lg.jp

休館日：毎週月曜日